

## 報告第1号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 記

（処分事項）

三田市市税条例等の一部を改正する条例の制定

平成28年6月3日提出

三田市長 森 哲 男

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市市税条例等の一部を改正する必要があるが生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第1号

三田市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

三田市長 森 哲 男

（専決処分すべき事項）

三田市市税条例等の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市市税条例等の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

## 三田市条例第24号

### 三田市市税条例等の一部を改正する条例

(三田市市税条例の一部改正)

第1条 三田市市税条例（昭和32年三田町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第34条の4の2に次の1項を加える。

7 第31条第4項の規定は、第1項及び第2項の資本金等の額について準用する。この場合において、第31条第4項中「第2項」とあるのは「第1項及び第2項」と、「同項の表中」とあるのは「同項中」と読み替えるものとする。

第56条各号列記以外の部分中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

付則第10条の2第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に改め、同条第9項を同条第16項とし、同条第8項を同条第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は5分の4とする。

付則第10条の2第7項を同条第13項とし、同条第6項を同条第12項とし、同条第5項の次に次の6項を加える。

6 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

11 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

付則第10条の3第9項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(三田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三田市市税条例の一部を改正する条例(平成27年三田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

付則第6条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項の表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の三田市市税条例（以下「新条例」という。）第34条の4の2第7項の規定は、施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例付則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例付則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例付則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例付則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例付則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例付則第10条の2第15項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課す

る平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 9 新条例付則第10条の3第9項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正)

第4条 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(平成28年三田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「施行日以後に地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示(同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付)又は同法第417条第1項後段の規定による通知(以下この項において「公示等」という。)がされる場合」に、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が施行日以後である審査の申出を除く。)」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。